

中小企業新事業進出促進事業 (中小企業省力化投資補助事業を再編)

1,500億円 (既存基金を活用)

中小企業庁経営支援部 イノベーションチーム

事業の内容

事業目的

人手不足や賃上げといった昨今の経済社会の変化の中で、中小企業等が成長する過程においては、既存事業の拡大に加え、新たな事業の柱となる新事業への挑戦が重要。既存事業と異なる事業への前向きな挑戦であって、新市場・高付加価値事業への進出を後押しすることで、中小企業等が企業規模の拡大・付加価値向上を通じた生産性向上を図り、賃上げにつなげていくことを目的とする。

事業概要

企業の成長・拡大を通じた生産性向上や賃上げを促すために、中小企業等が行う、既存事業とは異なる、新市場・高付加価値事業への進出にかかる設備投資等を支援。

基本要件

基本要件

- 企業の成長・拡大に向けた新規事業への挑戦
 - ※事業者にとって新製品（又は新サービス）を新規顧客に提供する新たな挑戦であること
 - 付加価値額の年平均成長率+4.0%以上増加
 - 事業所内最低賃金が地域別最低賃金+30円以上水準
 - 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を公表等
- ※その他、賃上げ要件を規定する予定

補助上限、補助率等

補助上限

従業員数20人以下 2,500万円 (3,000万円)
従業員数21～50人 4,000万円 (5,000万円)
従業員数51～100人 5,500万円 (7,000万円)
従業員数101人以上 7,000万円 (9,000万円)

※補助下限750万円

※大幅賃上げ特例適用事業者（事業終了時点で①事業場内最低賃金+50円、②給与支給総額+6%を達成）の場合、補助上限額を上乗せ。（上記カッコ内の金額は特例適用後の上限額。）

補助率

1/2

事業実施期間

交付決定日から14か月以内（ただし採択発表日から16か月以内）

対象経費

建物費、構築物費、機械装置・システム構築費、技術導入費、専門家経費、運搬費、クラウドサービス利用費、外注費、知的財産権等関連経費、広告宣伝・販売促進費

事業スキーム

